

千葉・柏リハビリテーション学院
履修方法等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉・柏リハビリテーション学院(以下「本校」という)の学則第24条、第26条、第27条に基づき、本校の履修方法等について定めることを目的とする。

(履修方法)

第2条 本校の授業時間等は、原則として以下のとおりとする。

- 1 限 9時10分から10時40分まで
 - 2 限 10時50分から12時20分まで
 - 昼休 12時20分から13時10分まで
 - 3 限 13時10分から14時40分まで
 - 4 限 14時50分から16時20分まで
 - 5 限 16時30分から18時00分まで
- 2 教育上必要であり、かつ学院長が認めた場合は、第1項に定めた時間以外でも授業を行うことがある。また、第1項の時間内でも学院長が認めた場合は、臨時に授業を行わないことがある。

(出席)

- 第3条 各科目の履修すべき時間数のうち、3分の2以上を出席しなければならない。ただし、実習科目については、履修すべき時間数のうち、5分の4以上を出席しなければならない。
- 2 各授業開始時間に20分まで遅れて入室した場合、遅刻として出席を認める。
 - 3 各授業終了時間より20分前までに退室した場合、早退として出席を認める。
 - 4 同一科目において、第2項及び第3項が授業終講時に3回あるものは、出席時間から2時間を減ずる。なお4回以上あるものは、3回ごとに2時間をさらに減ずる。

(学修評価)

第4条 学修評価は、授業科目担当教員が定期試験の結果、履修状況等に基づき学期ごとに行う。ただし、実習評価については、学科会議の議を得て実習ごとに行う。

2	得点区分	評価区分	単位認定
	100～80点	優	合格
	79～70点	良	合格
	69～60点	可	合格
	59～0点	不可	不合格

- 3 再試験を受験し、これに合格した学生の当該科目に係る評価は、「可」とする。
- 4 追試験に合格した学生の当該科目に係る得点は、取得した得点の 8 割とする。評価・単位認定については、第 2 項のとおりとする。

(試験の種類)

第 5 条 試験の種類は、定期試験(前期末試験・後期末試験)、学年末特別試験、追試験、再試験とする。

(定期試験)

第 6 条 定期試験は、前期末又は後期末に実施される科目ごとの試験をいう。

- 2 科目により、前項に規定する時期以外に試験を実施することがある。
- 3 定期試験の実施日は、試験期間初日の 1 週間前までに公示する。

(定期試験の受験資格)

第 7 条 以下の学生は、定期試験を受験することができる。

- (1) 当該科目の出席時間数が 3 分の 2 以上の学生
- (2) 当該学期までの学納金を納入している学生

(追試験)

第 8 条 追試験は、病気、その他やむを得ない理由により、定期試験を受けることができなかった学生に対し、授業科目担当教員が必要と認めた場合に限り実施することがある。

- 2 追試験を受験しようとする学生は、指定の期日までに所定の申請書を作成し、学院長の許可を得なければならない。
- 3 追試験を受験しようとする学生は、指定の期日までに受験料 (1 科目 2,000 円) を納入しなければならない。
- 4 担任教員は、授業科目担当教員と協議の上、追試験の実施日時を公示する。
- 5 追試験の実施は、原則として 1 科目につき 1 回とする。

(再試験)

第9条 再試験は、定期試験及び追試験が不合格であった学生に対し、授業科目担当教員が必要と認めた場合に限り実施することがある。

- 2 再試験を受験しようとする学生は、指定の期日までに所定の申請書を作成し、学院長の許可を得なければならない。
- 3 再試験を受験しようとする学生は、指定の期日までに受験料（1科目 2,000円）を納入しなければならない。
- 4 担任教員は、授業科目担当教員と協議の上、再試験の実施日時を公示する。

(学年末特別試験)

第10条 学年末特別試験は、定期試験が不合格であった学生に対し、単位認定及び進級判定のために授業科目担当教員が必要と認めた場合に限り、後期試験終了後に実施することがある。

- 2 学年末特別試験の実施については、学科会議の議を経て決定する。
- 3 学年末特別試験の実施日は、試験期間初日の1週間前までに公示する。
- 4 学年末特別試験を受験しようとする学生は、指定の期日までに所定の申請書を作成し、学院長の許可を得なければならない。
- 5 学年末特別試験を受験しようとする学生は、指定の期日までに受験料（1科目 3,000円）を納入しなければならない。
- 6 学年末特別試験の実施は、原則として1科目につき1回とする。

(試験の不正行為)

第11条 各試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学年の履修科目の評価区分を「不可」とした上で、学則第34条に基づいて懲戒処分とすることがある。

(実習科目の履修)

第12条 学外の病院及び施設等で行う実習を臨床実習（以下、実習）とする。

- 2 実習科目の履修は実習開始前までに必要な科目を履修しなければならない。
- 3 実習科目の履修の可否は実習開始前までの学修状況を総合的に勘案し、学科会議の議を経て決定する。

(追実習)

第13条 追実習は、病気、その他やむを得ない理由により、実習を受けることができなかった場合、又は出席時間が履修すべき時間数の5分の4に達していない場合に、不足時間を補充するために実施する実習をいう。

- 2 追実習を受けようとする学生は、指定の期日までに所定の申請書を作成し、学院長の許可を得なければならない。
- 3 追実習を受けようとする学生は、指定の期日までに「追実習費 15,000 円/週」を納入しなければならない。
- 4 追実習の実施は、原則として当該学年当たり 1 回とする。

(再実習)

第14条 再実習は、臨床実習の結果が不合格であった学生に対して、改めて実施する実習をいう。

- 2 再実習を受けようとする学生は、指定の期日までに所定の申請書を作成し、学院長の許可を得なければならない。
- 3 再実習を受けようとする学生は、指定の期日までに「再実習費 15,000 円/週」を納入しなければならない。
- 4 再実習に合格した学生の評価は、「可」とする。
- 5 再実習の実施は、原則として当該学年当たり 1 回とする。
- 6 追実習が不合格であっても、再実習は実施しない。

(進級認定)

第15条 進級は、教職員会議の議を経て学院長が認定する。

- 2 各学年の出席時間数が履修すべき時間数の 3 分の 2(ただし、実習については 5 分の 4)に満たない場合は、進級を認めない。
- 3 各学年に定める授業科目を全て履修し、学修の状況を総合的に勘案する。
- 4 進級判定の期日までに、当該学年までの学納金及び諸経費に未納がある場合には、進級を認めない。

(留置き)

第16条 第15条において進級の認定をされない学生は、当該学年に留置きとする。

- 2 留置きとなる年度の授業料に改訂がある場合には、改定後の学納金を納付することとなる。

(聴講)

第17条 聴講は、本校に在籍する学生及び本校を卒業した者が、既に単位を認定された科目において、講義を受けることをいう。ただし、学修の評価は行わない。

- 2 聴講を希望する学生は、指定の期日までに所定の申請書を作成し、授業科目担当教員と学院長の許可を得なければならない。

- 3 授業科目担当教員が、教育的視点から聴講を必要とすると判断した場合には聴講を命ずることがある。

(卒業認定)

第18条 卒業は、教職員会議の議を経て学院長が認定する。

- 2 卒業までに必要とされる単位を全て修得していない場合は、卒業を認めない。
- 3 卒業認定の期日までに、学納金及び諸経費に未納がある場合には、卒業を認めない。
- 4 学院長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て学院長が行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。